

就学援助費の入学前支給について

令和5年度 新小・中学校1年生の保護者のかたへ、 就学援助費の一部を入学前に支給します。

町では、経済的に困りの保護者に対し、小・中学校に必要な費用の一部を援助する『就学援助制度』を実施しています。

ご希望のかたに、援助費の一部（新入学学用品費分）を入学前に支給します。援助を希望するかたは、次のとおり申請を行ってください。

援助を受けられるかた

令和5年度に町内小・中学校に入学予定の児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、援助が必要と教育委員会が認めるかた

- 援助の対象となる年度（令和5年度）またはその前年度（令和4年度）において
- ①生活保護が停止または廃止された世帯
 - ②住民税非課税世帯、ほか町税の減免を受けている世帯
 - ③児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費を受給している世帯
 - ④生活福祉資金の貸付を受けている世帯
 - ⑤その他経済的に困りの世帯

■支給額 新小学1年生の保護者 51,060円
新中学1年生の保護者 60,000円
※支給額は、変更となる場合があります。

■申請方法 「就学援助費受給申請書」に記入のうえ、預金通帳（銀行名、支店、口座番号がわかる箇所）のコピーを添付して、教育委員会事務局 学校教育係または各小学校へ提出してください。

※「就学援助費受給申請書」は町ホームページからダウンロードできます。

■申請期限 11月30日(水)まで
※この制度の申請は年間をとおして受け付けていますが、期限後に申請し、入学前に認定された場合は、入学後（令和5年5月頃）に支給します。

■支給時期 令和5年1月末に支給予定（援助対象者として認定された場合）

■問合せ
教育委員会事務局 学校教育係 ☎ 76-0201
松久小学校 ☎ 76-1355
東児玉小学校 ☎ 76-0335
大沢小学校 ☎ 76-0390

「ミムリン学習塾」指導者募集

美里町教育委員会では、町内在住の中学生を対象に学習教室を実施します。中学生の学習教室の指導者として、お手伝いいただけるかたを以下のとおり募集します。

- 仕事内容
中学生の学習教室の指導者
- 応募条件
次のいずれかの条件に該当するかた
・教員免許状を有するかた（現職の教員以外）
・学校、学習塾などで指導経験のあるかた
・将来教職を志す学生
- 募集人員
4名程度（応募後の面接にて決定いたします）
- 勤務予定日
【中学3年生】
12月15日(木)～21日(水) 午後3時～5時
※12月19日(月)のみ午後2時～5時
【中学1・2年生】
12月26日(月)～27日(火) 午後1時30分～4時30分
- 募集期間
11月7日(月)～18日(金)
- 謝金
1時間あたり1,000円（1日2～3時間予定）

問合せ＝教育委員会事務局 学校教育係 ☎ 76-0201

「誰かを支える あなたも支える」 11月はケアラー月間です！

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上のお世話や援助をしているかたです。

単身世帯の増加や核家族化の進行など、家族構成が大きく変わりつつあります。

一方、社会においては、「家族が介護するのは当たり前」といった考え方が根強く存在しています。そのため、ケアラーが孤立することのないよう、誰もがケアラー支援の必要性などを理解し、社会全体で見守り、支えていくことが必要です。

埼玉県では、11月を『ケアラー月間』と定め、集中的な広報啓発に取り組んでいます。



ホームページ
QRコード

「ヤングケアラー」を知っていますか？

ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。

特に、小・中学生や高校生のヤングケアラーは、自覚のないまま重い負担を抱え、学業や友人関係、部活動などに制限を受ける場合も少なくありません。

家事や家族の世話などをすることは、決して悪いことではありませんが、子どもの学業や遊びの機会を奪ったり、将来の進路を狭めたりすることのないよう、ヤングケアラーの実態を知り、わたしたちに何ができるのか考えましょう。

ヤングケアラーは、こんな子どもたちです



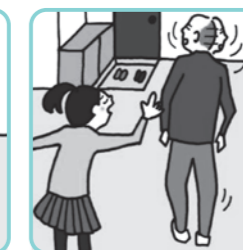
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

もし、あなたがヤングケアラーとして悩みを抱えていたら、一人で悩まずに相談してください。もし、あなたの身近にヤングケアラーと思われる人がいたら、相談先があることを教えてください。

生活の困りごと まるっと相談
毎週月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時
☎ 080-3759-6756
(美里町専用回線)

ホームページ
QRコード

24時間子供SOSダイヤル
(文部科学省)
24時間受付・年中無休
☎ 0120-0-78310
(フリーダイヤル)

ホームページ
QRコード

さいたまチャイルドライン
(18歳以下専用)
毎日(年末年始を除く)
午後4時～9時
☎ 0120-99-7777
(フリーダイヤル)

ホームページ
QRコード

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎ 76-5132 / 教育委員会事務局 学校教育係 ☎ 76-0201